

報告事項 (1)

安全工学会定款施行細則の 改定報告

1. 奨励賞の改定に伴う改定

- ・ 従来の奨励賞を実態と本来の在り方に即して
 - ①優秀・学生講演賞（研究発表会）の創設
 - ②学術技術奨励賞の創設の形で改定した。
- ・ 上記に伴い定款施行細則の改定を行った。
- ・ 添付：奨励賞改定のお知らせ

定款施行細則の改定

なお「学術技術奨励賞」の呼称は直近の第 296 回理事会（2020 年 4 月 24 日～30 日／回議開催）において承認された（「学術技術賞」の呼称は廃止、今後周知徹底を図る）。

奨励賞改定の知らせ

2019年度の研究発表会から、これまでの奨励賞が、「優秀講演賞」および「学生講演賞」に、さらに新たに「安全工学 学術技術賞」が新設され、生まれ変わりました。

「優秀講演賞」および「学生講演賞」は、若手普通会员および学生会員による学会活動を奨励し、プレゼンテーション力の向上をうながし、安全工学研究発表会の活性化をはかることを目的として生まれ変わりました。

「安全工学 学術技術賞」は、対象年度から10年間遡った期間内に、安全工学分野に関する優れた学術論文、解説、技術資料（社内報を含む）、事例紹介、書籍など、客観的に評価できる資料を応募者自らが公開執筆し、安全技術の進歩（新規技術の導出）、安全教育・スキルアップへの貢献が認められ、将来の発展が期待できる普通会员に贈られます。

【優秀講演賞】 1名/年

- ★対象者 1) 受賞年度の4月1日時点で満37歳に達していない普通会员
- 2) 講演申込時に審査を希望した者。ただし、過去に受賞した者を除く

★学生講演賞および優秀講演賞の選考基準

発表内容の伝え方、発表資料のわかり易さ、質疑に対する回答の的確さなどにおいて優れた講演で、講演者の今後一層の研究活動発展の可能性を有すると期待される者

【学生講演賞】 1名/年

- ★対象者 1) 学生会員
- 2) 講演申込時に審査を希望した者。ただし、過去に受賞した者を除く

【安全工学 学術技術賞】 1～2名/年

★候補資格者

審査対象業績の業績発表の時点で、安全技術の進歩（新規技術の導出）、安全教育・スキルアップへの貢献が認められ、かつ次世代にむけて下記の項目への貢献が期待できる本会普通会员（個人）

- a) 領域、方法、概念の開拓
- b) 独創性、先駆性、萌芽性、将来性
- c) 卓越した緻密さ・丹念さ
- d) 安全化への寄与、普及、啓蒙

★応募方法

所定の安全工学奨励賞推薦書に必要事項を記入し、特定非営利活動法人安全工学会 事務局宛に pdf ファイルを送付のこと（送付先アドレス：jsse-2004@nifty.com）

★応募期間

該当年度の8月1日～11月1日

注：上記「安全工学 学術技術賞」の呼称は、第296回理事会での審議を経て「学術技術奨励賞」となりました。

定款施行細則の改定

安全工学会 定款施行細則 改定

旧	新 <small>(以下「赤字/斜字/太字」は追加・修正箇所)</small>
<p>平成27年5月14日改定 平成17年5月25日施行</p> <p>安全工学会定款施行細則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>(総則)</p> <p>第1.1条 特定非営利活動法人安全工学会（略称をNPO安全工学会または単に安全工学会とする。また以下では本会という）の運営は、定款に定めるもののほか、この細則による。</p>	<p>令和元(2019)年11月13日改定 平成17(2005)年 5月25日施行</p> <p>安全工学会定款施行細則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>(総則)</p> <p>第1.1条 特定非営利活動法人安全工学会（略称をNPO安全工学会または単に安全工学会とする。また以下では本会という）の運営は、定款に定めるもののほか、この細則による。</p>
中略	
<p>第九章 学会賞</p> <p>(学会賞の種別)</p> <p>第9.1条 定款第5条（4）に基づき、この法人に次の四賞を設ける。</p> <p>安全工学論文賞 玉置功労賞 北川学術賞 奨励賞</p>	<p>第九章 学会賞</p> <p>(学会賞の種別)</p> <p>第9.1条 定款第5条（4）に基づき、この法人に次の五賞を設ける。</p> <p>安全工学論文賞 玉置功労賞 北川学術賞 学術技術奨励賞 優秀・学生講演賞</p>
中略	
<p>第9.5条 奨励賞は安全工学研究発表会において優れた研究発表を行った35歳以下の会員個人に授与する。</p>	<p>第9.5条 学術技術奨励賞は、審査対象業績の業績発表の時点で、本会普通会員（個人）かつ次世代に向けての貢献が期待できる者に授与する</p> <p>第9.5条の2 優秀・学生講演賞は、安全工学研究発表会に於いて優れた研究発表を行った者に授与する</p>
<p>(選考委員会の設置)</p> <p>第9.6条 本会は、候補者の選考を公正に行うため、選考に際して次の委員会を設ける。</p> <p>(1) 安全工学論文賞選考委員会 (2) 玉置功労賞選考委員会 (3) 北川学術賞選考委員会 (4) 奨励賞選考委員会</p>	<p>(選考委員会の設置)</p> <p>第9.6条 本会は、候補者の選考を公正に行うため、選考に際して次の委員会を設ける。</p> <p>(1) 安全工学論文賞選考委員会 (2) 玉置功労賞選考委員会 (3) 北川学術賞選考委員会 (4) 学術技術奨励賞選考委員会 (5) 優秀・学生講演賞選考委員会</p>
中略	
<p>第9.10条 奨励賞は前暦年中に開催された安全工学研究発表会において発表された講演の中から、選考委員会が候補講演を選び、理事会の議決を経て決定する。</p>	<p>第9.10条 学術技術奨励賞は、対象年度から10年間遡った期間内に、安全工学分野に関する優れた学術論文、解説、技術資料（社内報を含む）、事例紹介、書籍など客観的に評価できる応募者自らが公開し、安全技術の進歩（新規技術の創出）、安全教育・スキルアップへの貢献が認められ、下記項目に該当する者。ただし、過去に受賞したものを除く</p> <p>a)領域、方法、概念の開拓 b)独創性、先駆性、萌芽性、将来性 c)卓越した緻密さ・丹念さ d)安全への寄与、普及、啓蒙</p> <p>第9.10条の2 優秀・学生講演賞は前暦年中に開催された安全工学研究発表会において発表された講演の中から、選考委員会が候補講演を選び、理事会の議決を経て決定する。</p>
中略	
<p>第9.11条 四賞の授与は、それぞれ年一回2件以内とし、同一個人には同時に奨励賞を除く複数の賞は授与しない。</p>	<p>第9.11条 五賞の授与は、それぞれ年一回2件以内とし、同一個人には同時に奨励賞を除く複数の賞は授与しない。</p>
<p>(表彰)</p> <p>第9.12条 受賞者には、安全工学会総会において賞状および副賞を授与する。</p> <p>2 奨励賞受賞者を除く安全工学会賞受賞者は、研究業績等について講演を行うものとする。</p>	<p>(表彰)</p> <p>第9.12条 受賞者には、安全工学会総会において賞状および副賞を授与する。</p> <p>2 安全工学会賞受賞者は、研究業績等について講演、学会誌への執筆などを行うことができるものとする。</p>
中略	
<p>付 則</p> <p>この定款施行細則は、平成17年5月25日から施行する。</p> <p>平成18年5月23日第4.5条、第4.5条の2、第6.3条、第6.5条、第6.6条および第7.1条を改正、同日施行する。</p> <p>平成25年5月22日 見直し改定し同日施行する。</p> <p>平成25年11月19日 第3.3条改訂、同日施行する。</p> <p>平成27年5月14日 第9章見直し改定し同日施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>この定款施行細則は、平成17年5月25日から施行する。</p> <p>平成18年5月23日第4.5条、第4.5条の2、第6.3条、第6.5条、第6.6条および第7.1条を改正、同日施行する。</p> <p>平成25年5月22日 見直し改定し同日施行する。</p> <p>平成25年11月19日 第3.3条改訂、同日施行する。</p> <p>平成27年5月14日 第9章見直し改定し同日施行する。</p> <p>令和元(2019)年11月13日 第9章見直し改定し同日施行する。</p>